

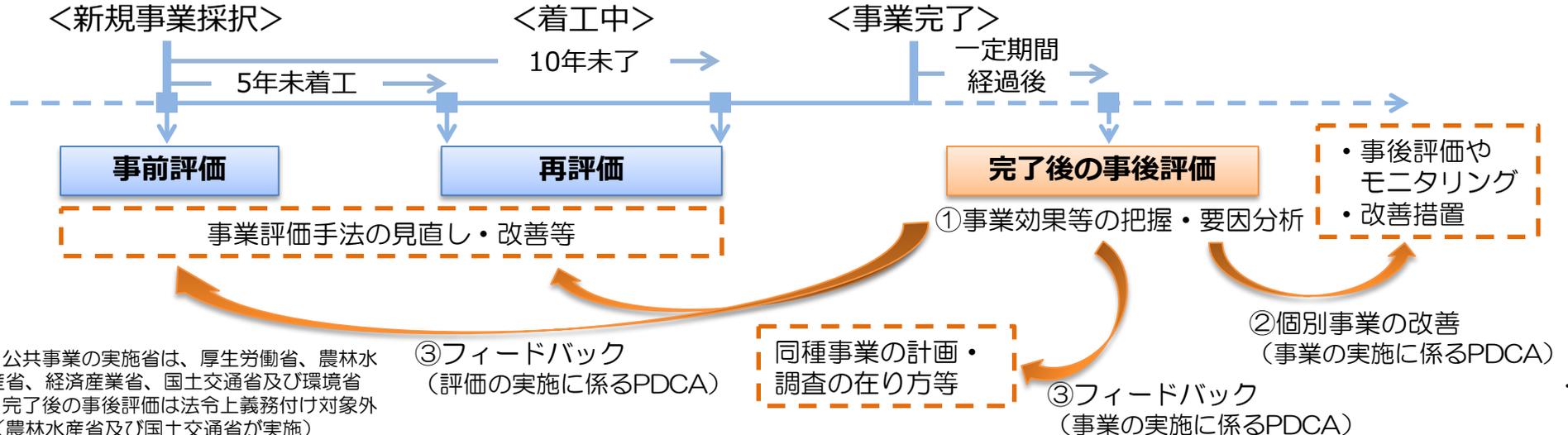
【検討概要】

- 社会資本整備は、厳しい財政制約の下、ストック効果の高い事業への一層の重点化を図りつつ、効果を多面的に計測するための評価手法の整備、整備施設の運用方法の整備等を行うなどにより、PDCAサイクルを徹底することが必要
- 公共事業評価ワーキング・グループは、「公共事業に係る政策評価の改善方策～完了後の事後評価の効果的な活用とその推進に向けて～（平成28年度中間取りまとめ）」（平成29年3月）に引き続き、完了後の事後評価のPDCAサイクルにおける重要な役割（※）を踏まえ、その効果的な活用方策等を検討するため、総務省が行う点検等を通じて把握した公共事業に係る政策評価の課題の分析及び改善方策を検討

＜主な検討事項等＞

- ・ 社会資本整備の戦略的な取組を推進する上で極めて重要な完了後の事後評価の実施例※を中心に、評価の実施状況、活用状況等を踏まえた課題等の分析・検討を行い、社会経済情勢の変化等に照らし、より実効性のあるものとして、その効果的な活用と推進方策を検討（事例研究等）
〔事例研究等の対象：平成28年度点検対象事業（水産関係公共事業（農林水産省）及び港湾整備事業（国土交通省））〕
- ・ 検討に当たっては、独自に完了後の事後評価に取り組んでいる地方公共団体の取組について委員視察も実施

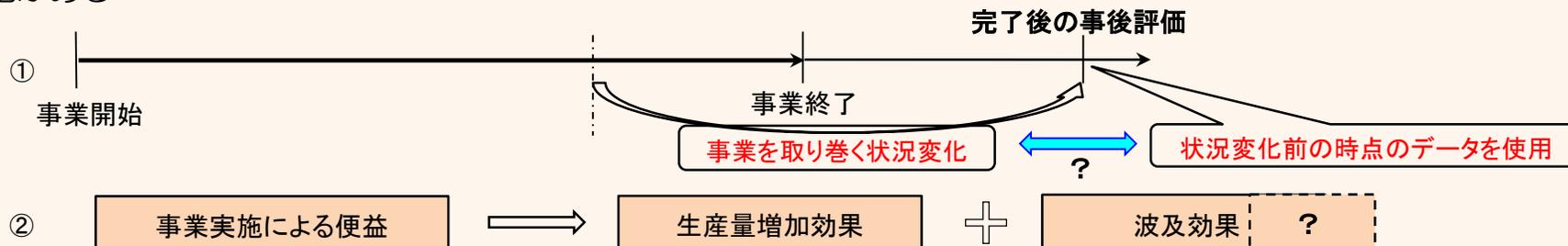
※公共事業に係る政策評価における完了後の事後評価の役割 - 事業及び評価の実施に係るPDCAサイクルの推進 -



【完了後の事後評価の課題と改善方策(ポイント)】

(1) 事業効果等の的確な把握

- 事業実施による便益の算定に当たり、事業を取り巻く実態の反映方法や、関連産業への波及効果の取扱い等について検討の余地がある



【改善方策】

便益の算定について、①実際の状況変化や最新の状況を示すデータを用いた合理的な方法、②関連産業への波及効果を便益として算定する場合にどのような内容を計上することが妥当かということについての検討・整理、評価マニュアルの充実等の取組の推進が有効

- 事業効果等の把握に当たり、事業に係る地域の実情や事業の実態等と必ずしも合っていないと考えられるデータが用いられている



【改善方策】

事業効果の算定の際に使用するデータについて、①当該データを使用することとする事情・理由、②当該データが過去の評価で使用したデータと異なっている場合等については使用するデータの妥当性等について、評価書において明確化するための評価マニュアルの充実等の取組の推進が有効

(2) 事業効果等の発現状況に関する的確な要因分析の実施

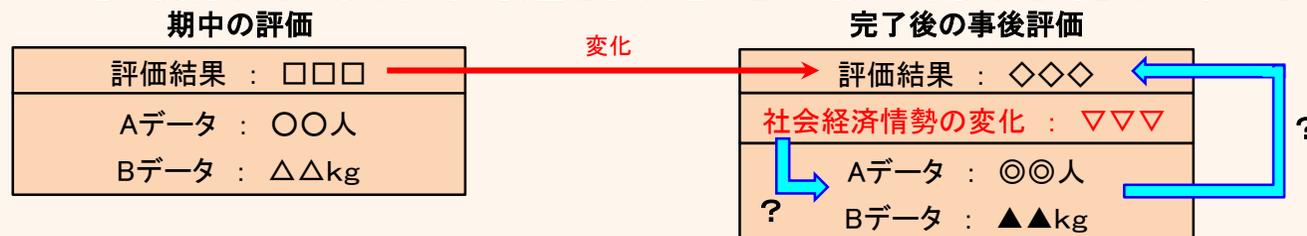
- 事業効果等に関する要因分析を的確に実施するための環境が十分に整っていない



【改善方策】

事業効果等の発現状況に関する要因分析について、過去の評価時点での事業の状況等や評価内容を基に、事業期間を通じた確実な確認・検証ができるよう、過去の評価関係資料の体系的な保存の仕組みを再構築する取組の推進が有効

- 前回評価から評価結果が大きく変化しているが、その要因と評価結果との関係が必ずしも明らかになっていない



【改善方策】

前回評価と比較して費用便益分析結果が大きく変動している場合等、①社会経済情勢の変化等の内容がどのようなものか、②当該変化等が観測可能なデータにどのような影響を及ぼしているか、③それらのデータが評価にどのように反映されているか等について評価書において明確化するための、評価マニュアルの充実等の取組の推進が有効

- 社会経済情勢の変化等に照らし、便益の算定に必要な需要に関する将来予測の在り方について検討の余地がある



【改善方策】

前回評価と比較して便益の内容や評価結果が大きく変化することとなる場合等、①前回評価内容との整合、②新たな便益を算定する場合はその妥当性等について、評価書において明確化する取組の推進が有効

また、事前・期中の評価においても、将来想定される効果等を可能な限り説明しておく取組が有効

(3) 今後の事業や評価へのフィードバック

- 社会経済情勢の変化等により当初想定していた施設利用が見込めなかったり、事業費や事業期間が増大している



関連企業の倒産 ⇒ 施設利用が見込めず
想定外の仕様変更等 ⇒ 事業費、事業期間の拡大等

【改善方策】

完了後の事後評価時に事後的に捉えた事象を公共事業の実施に伴うリスクと考えられる事項として蓄積し、可能な限り新規採択時評価時点から活用することができるような取組の推進が有効

- 評価書等の各記載事項の内容について、それら相互の関連性が明らかとなっていない



【改善方策】

社会経済情勢の変化等の内容と、効果算定のための要因やそれに基づく評価結果との関係、また、評価結果を踏まえた今後の評価の課題等の内容が一体的に関連性をもって示された情報（資料）を体系的に蓄積し、評価の充実、改善等に活用できるような取組の推進が有効

- 事業主体における事業や評価に関する問題意識が国に報告されていない

【改善方策】

地方公共団体等評価業務に関わる各主体における同種事業の計画等のあり方や評価に関する疑義や要望等の情報の集約のための取組の一層の推進が有効

(4) 完了後の事後評価の推進

- 公共事業に係るPDCAサイクルを一層機能させる観点から、完了後の事後評価の取組の推進について検討の余地あり（政策評価に関する基本計画で、完了後の事後評価の対象として位置付けていない省もあり）
- 地方公共団体の中には独自に完了後の事後評価の取組を実施しているものがあるが、これらの取組状況等に関する情報は国や周辺地方公共団体等に十分に共有されていない

【改善方策】

完了後の事後評価の未実施省における地方公共団体等の補助事業主体の完了後の事後評価の取組に関する情報の集約、地方公共団体等へのフィードバック等の取組の推進が有効